

昭和四十一年大蔵省令第五十五号

関税法施行規則

関税法施行令第九十三条の規定に基づき、関税法施行規則を次のように定める。

（国税通則法施行規則の準用）

第一条 国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第一条（交付送達の手続）及び第一条の二（公示送達の方法）の規定は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号。以下「法」という。）第二条の四（書類の送達等）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条（書類の送達）又は第十四条（公示送達）の規定により交付送達又は公示送達を行う場合について準用する。

（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類）

第一条の二 法第六条の三（郵送等に係る申告書等の提出時期）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書類の提出に關連して提出するものとされ、書類とする。

一 法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）及び第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律（平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第七項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）又は第七条第一項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書

二 法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書

三 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五十五号）第三条の二第二項（変質、損傷等による戻し税の手続）（同令第三条の三及び第三条の四（変質、損傷等による戻し税の手続等）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

四 関稅定率法施行令第五十三条の三第一項（輸出貨物の製造用原料品に係る戻し税の手続）の規定により提出する申請書

五 関稅定率法施行令第五十六条第三項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻し等の手続）（同令第五十六条の三及び第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等）についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書

六 相稅関稅に關する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書

七 不当廉売関稅に關する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定により提出する還付請求書

（法令遵守規則の記載事項）

第一条の三 法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号ロからホまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 輸入申告（法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定に基づき行う輸入申告をいう。以下同じ。）及び特例申告（法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。以下同じ。）（第五号においてこれらの申告を「輸入申告等」という。）に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 担保の提供（法第七条の八第一項（担保の提供）の規定により担保の提供を命ぜられた場合に行う担保の提供を含む。提供した後における当該担保の管理を含む。）並びに關稅並びに輸入貨物に係る内國消費税（輸入品に対する内國消費税の徴収等）に關する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内國消費税をいう。）及び地方消費税の納付に係る事務の管理（第五号において「担保及び納税の管理」という。）に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ 特例申告貨物（法第七条の二第二項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）

のセキユリティ（貨物の現況の的確な把握その他貨物の安全管理のために必要な措置を講ずることをいう。以下同じ。）に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ホ 法令の遵守状況の監査に關する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イからハまで及びホに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三 第一号ニに規定する部門における特例申告貨物のセキユリティに關する業務の具体的内容及び手順

四 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の業務に關し、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関稅に關する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に關する事項

五 輸入申告等、担保及び納税の管理又は特例申告貨物のセキユリティに關する業務を他の者が委託している場合に於ては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に關する事項

六 税關との間に於ける連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。）の作成、保管及び管理に關する事項

八 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況（会計帳簿その他財務に關する書類の概要を含む。以下同じ。）に關する事項

九 法第七条の二第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に關する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に關する事項

十一 その他参考となるべき事項

（関稅関係帳簿書類の保存方法等）

第一条の四 電子計算機を使用して作成する関稅関係帳簿書類の保存方法等の特例に關する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。）第三条

（第一項第二号及び第八項を除く。）（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第四条（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第五条第一項及び第六条（電磁的記録による保存等の承認の申請等）並びに第六条から第八条まで（電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える読み替えられる字読み替える字句 電子帳簿保句 存法施行規則の規定	第三号の見出し、第四條の見出し並びに同條第三項第二号及び第四項、第五條並びに第六條第一項第二号及び第三号並びに第二項	第三條第一項、第五項、第五條、第四條第三項及び第六條第一項第三條第一項	次に掲げる要件に	第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に
電子帳簿保句	第三條第一項、第五項、第五條、第四條第三項及び第六條第一項第三條第一項	次に掲げる要件に	第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に	電子帳簿保句
存法施行規則の規定	第三條第一項、第五項、第五條、第四條第三項及び第六條第一項第三條第一項	次に掲げる要件に	第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に	電子帳簿保句

<p>第三条第一 項第一号、 第三号及び 第四号、第 五項第五号 、第四号第 一項第一号 及び第六号 第一項第四 号</p>	<p>国税関係帳簿</p>	<p>第三条第一 項第三号、 第四号第三 項第一号並 びに第五号 第一項各号 列記以外の 部分及び第 三号並びに 第二項</p>	<p>当該国税関係帳簿 取引年月日、勘定 科目、取引金額そ の他の国税関係帳 簿の種類に於いた りて「記録項目」 という。</p>	<p>第三条第二 項 法第四号第二 項 第一号、第二 号</p>	<p>国税関係書類（法 第二号第二号に規 定する国税関係書 類）</p>	<p>第二項において準 用する法第四号第 二項</p>	<p>第二項において準 用する法第七号の九 第九項の規定により 保存をしなければならないこととさ らなければならないこととさ</p>	<p>第二項において準 用する法第七号の九 第九項の規定により 保存をしなければならないこととさ らなければならないこととさ</p>	<p>第二項において準 用する法第七号の九 第九項の規定により 保存をしなければならないこととさ らなければならないこととさ</p>
<p>第三条第三 項、第四項 、第五項各 号列記以外 の部分及び 第七号、第 六項並びに 第七項</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>第三条第三 項、第五項 、第六項及 び第七項、 第四号第二 項並びに第 六号第一項 第四号</p>	<p>第三条第五 項、第五項 、第六項及 び第七項、 第四号第二 項並びに第 六号第一項 第四号</p>	<p>第三条第五 項、第五項 、第六項及 び第七項、 第四号第二 項並びに第 六号第一項 第四号</p>	<p>「取引年月日その 他の日付」 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「取引年月日その 他の日付」 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「取引年月日その 他の日付」 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「取引年月日その 他の日付」 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「取引年月日その 他の日付」 取引年月日その 他の日付</p>
<p>第三条第五 項、第六号二 及び第六項 第三号第五 項第七号</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>第三条第七 項、第六号二 及び第六項 第三号第五 項第七号</p>	<p>第三条第七 項、第六号二 及び第六項 第三号第五 項第七号</p>	<p>第三条第七 項、第六号二 及び第六項 第三号第五 項第七号</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>
<p>第四条第一 項</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>第四条第一 項</p>	<p>第四条第一 項</p>	<p>第四条第一 項</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>	<p>「日付」 日付又は金額 その他の日付 取引年月日その 他の日付</p>

第四号第三項第一号及第七号	法第九号に	は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部。
第五号第一項第二号及第六号	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第五号第一項第四号	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第五号第一項第五号	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十一项	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第二十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第三十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第四十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第五十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第六十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第七十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第八十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十一項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十二項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十三項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十四項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十五項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十六項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十七項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十八項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第九十九項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存
第六号第一百項	関税関係帳簿書類の保存	関税関係帳簿書類の保存

(書式)  
**第一条の五** 法及び関税法施行令(昭和二十九年政令第五十号。以下「令」という。)の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。  
 法第九号の第三第二項(納税の告知)の納別紙第一号書式  
 法第九号の四(納付の手続)の納付書、別紙第一号書式  
 法第七十七号第四項(郵便物の関税の納二書付等)の納付書又は法第七十七号の第三第一項(日本郵便株式会社による関税の納付等)の納付書  
 (完全に生産された物品の指定)  
**第一条の六** 令第四条の第二第四項第一号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。  
 一 一の国又は地域(その大陸棚を含む。)において採掘された鉱物性生産品  
 二 一の国又は地域において収穫された植物性生産品  
 三 一の国又は地域において生まれ、かつ、成長した動物(生きていないものに限る。)  
 四 一の国又は地域において動物(生きていないものに限る。)から得られた物品  
 五 一の国又は地域において狩猟又は漁獲により得られた物品  
 六 一の国又は地域の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物  
 七 一の国又は地域の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品  
 八 一の国又は地域の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品(第一号に該当するものを除く。)  
 九 一の国又は地域において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収のみに適するもの  
 十 一の国又は地域において行われた製造の際に生じたくず  
 十一 一の国又は地域において前各号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品  
 (実質的な変更を加える加工又は製造の指定)  
**第一条の七** 令第四条の第二第四項第二号(特例申告書の記載事項等)に規定する財務省令で定め

る加工又は製造は、物品の該当する関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表の項が当該物品のすべての原料又は材料(当該物品を生産した国又は地域が原産地とされる物品を除く。)の該当する同表の項と異なることとなる加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とする。ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、改装、仕分け、製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること、非原産品(一の国又は地域において生産された前各号に掲げる物品及びこの条に規定する加工又は製造がされた物品以外の物品)の単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること並びにこれらからのみ成る操作及び露光していない平面状写真フィルムを巻くことを除く。  
**第二条** 令第八号の第二第一項(担保の提供の手続)に規定する財務省令で定める振替債は、振替国債(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。)とする。  
**第二条の二** 令第十二条第一項(外国貿易船の入港手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するたためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。  
**2** 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる報告すべき事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。  
 一 積荷に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロ

に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。  
 イ 別表第一の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出發港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合(ロに掲げる場合を除き、同表第一項に該当する場合を除く。)  
 同表の報告期限の欄に掲げる時  
 ロ 本邦の他の開港又は不開港(以下この項、第二条の六第二項及び第二条の二十四第二項において「開港等」という。)を経由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限(令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。)が、当該他の開港等を経由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限(当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの)  
 二 旅客及び乗組員に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出發港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。  
**3** 令第十二条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。  
 一 入港した開港における船舶しをしない外国貨物又は法第六十七号(輸出又は輸入の許可)(法第七十五号(外国貨物の積戻し)において準用する場合を含む。)の規定による輸出(積戻しを含む。)の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項(入港手続)の規定により積荷に関する事項を報告

する場合は、これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）又は第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により積荷に関する事項を報告する場合、その貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

三 本邦の開港から出港した外国貿易船が、予定された計画に従って、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該外国貿易船に係る乗組員に関する事項（令第十二条第三項第三号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により当該事項を報告する場合、当該事項

四 旅客が乗船している外国貿易船が乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないので入港の時から二十四時間以内に

五 令第十二条に定める事項  
令第十六条の三第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあってはそれにより出港できない事情がなくなくなるまでの時間を除く。第二条の十五及び第二条の十七において同じ。）を経過することとなる場合を除く。）令第十二条第三項各号に定める事項

四 令第十二条第七項ただし書に規定する財務省令で定める場合は同項本文に規定する船舶港が別表第三の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の港に該当し、かつ、同項ただし書に規定する最初の開港が同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に該当する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は同表の報告期限の欄に掲げる時とする。

五 令第十二条第八項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第七項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分（同表に掲

げる号の番号をいう。次項において同じ。）当該積荷が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷に係る同項に規定する運送契約における運送先の所在地、同項に規定する運航者等が当該積荷が当該運送先に到着したことに通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

六 令第十二条第十項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第八項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分、当該積荷が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に規定する荷送人に委託した者と当該荷送人との間における当該積荷に係る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積荷が当該運送先に到着したことに通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

七 令第十二条第八項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める場合は、入港しようとする開港において船卸しをしない場合とする。

（税関空港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の三 令第十三条第一項（外国貿易機の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

二 令第十三条第二項ただし書（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同条第二項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（次号において単に「航行時間」という。）が三時間以上五時間未満の場合、その税関空港に入港する一時間前

二 航行時間が三時間未満の場合、その税関空港に入港する時

令第十三条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第九項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合、これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）及び第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第九項の規定により積荷に関する事項を報告する場合、これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

令第十三条第三項に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 外国貿易機の運航者以外の者が当該運航者とともに同行運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものに係る当該運航者以外の者

二 外国貿易機の運航者以外の者であつて、外国において航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項（定義）に規定する事業を行うもの（前号に掲げる者を除く。）令第十三条第五項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十三条第五項第一号に規定する事項

予約者（法第十五条第十二項に規定する予約者をいう。以下同じ。）が航空運送事業者（同項）に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）の登録会員（航空運送事業者の提供する輸送サービスを利用することで航空運送事業者から特典を受けることができるもの

として航空運送事業者に登録している会員をいう。以下同じ。）であるときはその会員番号（当該登録会員であることを特定するため付された番号をいう。以下同じ。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。以下同じ。）その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項

予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。以下同じ。）、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ。）、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条第十二項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者（令第十三条第五項第二号に規定する旅行者をいう。以下同じ。）があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者（外国において旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二条第一項（定義）に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ。）があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項

携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の九第三項第三号及び第二条の二十一第二号において同じ。）その他参考となるべき事項

四 令第十三条第五項第四号に規定する事項

搭乗手続番号（当該手続を管理するために付された番号をいう。以下同じ。）その他参考となるべき事項

(税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者)

第二条の四 法第十五条第十二項(入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(外国貿易船等の入港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の五 法第十五条第十四項ただし書(入港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織(電子情報処理組織)による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して法第十五条第一項の規定による報告(積荷に関する事項の報告を除く。)

同条第二項の規定による書面の提出(積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。)、同条第七項から第九項まで若しくは第十三項の規定による報告又は同条第十項の規定による書面の提出を行うことができないうことについて税関長が認めた場合とする。

(開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の六 令第十四条第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十四条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十四条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 航空法第百条第一項(許可)の許可を受けた者(一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機を運航する者に限る。)及び同法第百二十九条第一項(外国人国際航空運送事業)の許可を受けた者以外の者が運航する航空機(次号及び第三号並びに第二号の二十四第三項において「不定期航空機」という。)であつて、本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間(次号及び第三号において単に「航行時間」という。)が二時間以上の場合 その税関空港に入港する九十分前

二 不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その税関空港に入港する三十分前

三 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合 その税関空港に入港する時

4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶(法第十八条の二第一項(特殊船舶等)の入出港の簡易手続)に規定する特殊船舶をいう。以下同じ。)が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項(令第十四条第四項第二号に掲げる事項をいう。)に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の三第一項(特殊船舶等の入港手続)の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

5 令第十四条第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十四条第八項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十四条第八項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送(運航者(法第十五条の三第四項)に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。))以外の航空運送事業者が当該運航者

と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものを含む。以下この条において同じ。)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項 携帯品番号(予約者が搭乗する特殊航空機(法第十五条の三第四項)に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。)に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。第二条の十二第三号及び第二条の二十四第五項第三号において同じ。)その他参考となるべき事項

四 令第十四条第八項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者)

第二条の七 法第十五条の三第四項(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

第二条の八 法第十五条の三第六項ただし書(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項若しくは第五項の規定による報告又は同条第二項の規定による書面の提出を行うことができないうことについて税関長が認めた場合とする。

(出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項等)

第二条の九 令第十六条第一項ただし書(外国貿易船等の出港届の記載事項等)に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項(保税運送)又は第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が法第十七条第一項後段(出港手続)の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

2 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一項の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が法第十七条第一項後段の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第二項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

3 令第十六条第四項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条第四項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条第四項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送(運航者(法第十七条第三項)に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。))に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条第四項第三号に規定する事項 携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条第四項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

(税関空港を出港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者)

第二条の十 法第十七条第三項(出港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

(外国貿易船等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第二条の十一 法第十七条第五項ただし書(出港手続)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由によ

り電子情報処理組織を使用して同条第一項後段の規定による書面の提出（積荷に関する事項に係る書面の提出を除く。）又は同条第四項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項）

**第二条の十二** 令第十六条の二第三項各号（特殊船舶等の出港届の記載事項等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十六条の二第三項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十六条の二第三項第三号に規定する事項 携帯品番号その他参考となるべき事項

四 令第十六条の二第三項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項（税関空港を出港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者）

**第二条の十三** 法第十七条の二第二項（特殊船舶等の出港手続）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

（特殊船舶等の出港手続における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の十四** 法第十七条の二第四項ただし書（特殊船舶等の出港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用

して同条第一項後段の規定による書面の提出又は同条第三項の規定による報告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

**第二条の十五** 令第十六条の三第五項本文（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の三第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合 当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の三第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の三第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に

規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

（外国貿易船等の入出港の簡易手続における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の十六** 法第十八条第五項ただし書（入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第四項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

**第二条の十七** 令第十六条の四第三項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の四第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の四第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の四第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の四第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の四第四項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

（特殊船舶等の入出港の簡易手続における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の十八** 法第十八条の二第五項ただし書（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第二項又は第四項の規定による書面の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（不開港出入許可申請の記載事項）

**第二条の十九** 令第十八条第一項（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 外国貿易機の運航者以外の者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものに係る当該運航者以外の者

二 外国貿易機の運航者以外の者であつて、外国において航空法第二条第十八項（定義）に規定する事業を行うもの（前号に掲げる者を除く。）

（不開港出入の申請手続における電子情報処理組織の使用の特例）

**第二条の二十** 令第十八条第二項ただし書（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同条第一項の規定による申請書（同項第三号及び第四号に掲げる事項に限る。）の提出を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項）

**第二条の二十一** 令第十八条第四項各号（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条第四項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条第四項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者がある

ときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者がある



るときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十八条第四項第三号に規定する事項

四 令第十八条第四項第四号に規定する事項

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

までの航行時間（次号及び第三号において単に「航行時間」という。）が二時間以上の場合

二 不定期航空機であつて、航行時間が一時間以上二時間未満の場合

三 不定期航空機であつて、航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して不開港に入港する場合

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

（不開港に出入しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者）

令第十八条の二第十項第一号に規定する事項

令第十八条の二第十項第二号に規定する事項

令第十八条の二第十項第三号に規定する事項

令第十八条の二第十項第四号に規定する事項

令第十八条の二第十項第五号に規定する事項

令第十八条の二第十項第六号に規定する事項

令第十八条の二第十項第七号に規定する事項

令第十八条の二第十項第八号に規定する事項

令第十八条の二第十項第九号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十一号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十二号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十三号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十四号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十五号に規定する事項

令第十八条の二第十項第十六号に規定する事項

参考人として公聴会に出頭し、当該指定又はその取消しに関する意見を陳述することを求めることができる

一 公聴会の日時及び場所

二 公聴会において意見を陳述した者の氏名及び住所並びにその陳述の要旨

三 公聴会を延期し、又は続行した場合においては、その旨及びその事由

四 公聴会の議事が終了した後一年間は、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

五 前各号に掲げるもののほか、公聴会の議事に関する重要な事項

六 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

七 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

八 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

九 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

十 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

十一 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

十二 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

十三 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

十四 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

十五 公聴会の議事が終了したときは、何人も前項の調査の閲覧を求めることができない

に規定する規則に基づき、適正かつ確実に遂行できること。

三 届出場所の所在地及び周辺の地域における道路、港湾、空港その他の交通施設が整備されており、かつ、当該届出場所について外国貨物又は輸出しようとする貨物の保全のため、次のいずれかの措置を講じていること。  
イ 届出場所の周辺を柵、壁その他の障壁によつて区画し、かつ、当該障壁の周辺に照明装置等容易に人の侵入を確認することができる装置を設置すること。  
ロ 届出場所の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知してその監視を行う場所において表示することができる装置を設置すること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、届出場所における貨物の取扱量及び取扱形態に応じた適切な方法により当該届出場所及びその周辺を巡視することその他貨物の保全のための適切な措置を講じていること。

（届出書の記載事項）  
第四条の三 令第四十一条第五号（外国貨物の配置等を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認をした税関名及び当該承認番号  
二 営業用又は自家用の別  
（届出書の添付書類）

第四条の四 令第四十一条第二項第四号（外国貨物の配置等を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。  
一 業務委託契約書（外国貨物の配置等に関する業務の一部を他の者に委託する場合に限る。）  
二 賃貸契約書（届出場所に係る土地又は建物を賃借する場合に限る。）  
（法令遵守規則の記載事項）

第四条の五 法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。  
一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項  
イ この号から二までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び

職名  
ロ 外国貨物の蔵置等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ハ 外国貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名  
三 第一号ハに規定する部門における外国貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順  
四 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受けようとする者の業務に関する事項（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の開税に関する法令を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項  
五 外国貨物の蔵置等又は外国貨物のセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項  
六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置  
七 帳簿（法第三十四条の二（記帳義務）に規定する帳簿をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項  
八 法第五十条第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項  
九 法第五十条第一項の承認を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項  
十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項  
十一 その他参考となるべき事項  
（承認申請書の記載事項）

（承認申請書の記載事項）  
第四条の六 令第四十二条第一項第三号（保税蔵置場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認

めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。  
一 申請者（令第四十二条第一項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の性別、生年月日及び履歴  
二 申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに事業の内容  
三 外国貨物の蔵置等に関する業務に携わる担当者（法第四十三条第六号（許可の要件）に規定する支配人その他の主要な従業者に限る。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴  
四 法第五十一条第一号イからハまで（承認要件）のいずれかに該当する場合には、その事実  
五 令第四十二条第一項第二号の規定により記載した保税蔵置場のうち、法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の届出を行うおとす場所の名称  
（届出書の記載事項）

第四条の七 令第四十三条の二第四号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。  
一 法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）の承認を受ける必要がなくなつた理由  
二 法第五十条第一項の届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨  
（届出場所の基準）

第四条の八 第四条の二（届出場所の基準）の規定は、法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）に規定する財務省令で定める基準について準用する。この場合において、第四条の二第一号中「第四条の四第二号」とあるのは「第四条の十（届出書の添付書類）において準用する第四条の四第二号」と、同号及び同条第二号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、同号中「法第五十一条第三号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号」と読み替えるものとする。

第四条の九 第四条の三（届出書の記載事項）の規定は、令第五十条の三第一項第五号（保税作

業を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の三第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは、「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。  
（届出書の添付書類）

第四条の十 第四条の四（届出書の添付書類）の規定は、令第五十条の三第二項第四号（保税作業を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四条の四第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と読み替えるものとする。

（法令遵守規則の記載事項）  
第四条の十一 第四条の五（法令遵守規則の記載事項）の規定は、法第六十二条（保税蔵置場の許可の特例）についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の五第一号ロ中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、同条第五号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業」と、同条第七号中「法第三十四条の二」とあるのは「法第六十一条の三」と読み替えるものとする。  
（承認申請書の記載事項）

第四条の十二 第四条の六（承認申請書の記載事項）の規定は、令第五十条の四第一項第三号（保税工場の許可の特例に係る承認の申請の手續等）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の六第一号中「令第四十二条第一項第一号」とあるのは「令第五十条の四第一項第一号」と、同条第三号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、「法第四十三条第六号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第六号」と、同条第四号中「法第五十一条第一号イからハまで」とあるのは「法第六十二条において準用する法第五十一条

規定は、令第五十条の三第一項第五号（保税作

業を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の三第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは、「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。  
（届出書の添付書類）

第四条の十 第四条の四（届出書の添付書類）の規定は、令第五十条の三第二項第四号（保税作業を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四条の四第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、同号中「法第五十一条第三号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号」と読み替えるものとする。

第四条の九 第四条の三（届出書の記載事項）の規定は、令第五十条の三第一項第五号（保税作

業を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条の三第一号中「法第五十条第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは、「法第六十一条の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。  
（届出書の添付書類）

第四条の十 第四条の四（届出書の添付書類）の規定は、令第五十条の三第二項第四号（保税作業を行うおとす場所に係る届出の手續）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第四条の四第一号中「外国貨物の蔵置等」とあるのは「保税作業（法第五十六条第一項（保税工場の許可）に規定する保税作業をいう。）」と、同号中「法第五十一条第三号」とあるのは「法第六十二条（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第五十一条第三号」と読み替えるものとする。



第一号イからハまで」と、同条第五号中「令第四十二條第一項第二号」とあるのは「令第五十條の四第一項第二号」と、「保税蔵置場のうち」とあるのは「保税工場のうち」と、「法第五十條第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一條の五第一項（保税工場の許可の特例）」と読み替えるものとする。

**（届出書の記載事項）**

**第四條の十三** 第四條の七（届出書の記載事項）の規定は、令第五十一條第二項において準用する令第四十三條の二第二号（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項について準用する。この場合において、第四條の七第一号中「法第五十條第一項（保税蔵置場の許可の特例）」とあるのは「法第六十一條の五第一項（保税工場の許可の特例）」と、同条第二号中「法第五十條第一項」とあるのは「法第六十一條の五第一項」と読み替えるものとする。

**（博覧会等の指定）**

**第五條** 令第五十一條の二（博覧会等の指定）に規定する財務省令で定める博覧会、見本市その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関又は本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会等
- 二 一般社団法人又は一般財団法人が開催する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）
- 三 独立行政法人日本貿易振興機構その他これに準ずる者（次号において「独立行政法人日本貿易振興機構等」という。）が開催する博覧会等
- 四 国際機関、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人又は独立行政法人日本貿易振興機構等が後援する博覧会等（その目的、内容等を勘案して税関長が承認したものに限る。）

**（博覧会等の承認申請手続）**

**第六條** 前条第二号又は第四号の承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする博覧会等の名称、目的、内容、開催期間、開催場所及び後援する者の名称その他参考となるべき事項を記載した申請書を税関長に提出しなければならない。

（展示、使用等を行うことができる貨物）

**第七條** 令第五十一條の三第二項第一号（保税展示場）に入れることができる貨物等及び第五十一條の十第一号（総合保税地域においてすることができる展示等）に規定する財務省令で定める貨物は、実費を超えない対価を徴収して観覧又は使用に供される貨物とする。

**（特定保税運送に係る貨物の管理）**

**第七條の二** 令第五十五條の三（保税運送の承認を受けることを要しない区間）の規定による外国貨物の管理は、次の各号に掲げる帳簿の区分に応じ、当該各号に定める事項の記載を電子情報処理組織により行うものとする。

- 一 法第三十四條の二（記帳義務）に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿を除く。）令第二十九條の二第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物（法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送に係る外国貨物をいう。以下この条及び第七條の五第二号において同じ。）につきこれらの号に定める事項
- 二 法第三十四條の二に規定する帳簿（総合保税地域に係る帳簿に限る。）令第二十九條の二第二項第一号及び第十一号に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項
- 三 法第六十一條の三（記帳義務）に規定する帳簿（令第五十條第一項第一号及び第七号（記帳義務）に掲げる場合に該当する特定保税運送貨物につきこれらの号に定める事項（申請書の記載事項）

**第七條の三** 令第五十五條の五第一項第三号（特定保税運送者の承認の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

- 一 申請者（令第五十五條の五第一項第一号に規定する申請者をいう。次号において同じ。）（その者が法人である場合を除く。）の氏名、性別、生年月日及び履歴
- 二 申請者（その者が法人である場合に限り。）の役員の名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに業務の種類及び概要（国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行つていない場合に限るものとし、申請者が認定通関業者（法第七十九條の二（規則等に関する改善措置）に規定する認定通関業者をいう。第九條の七第三号において同じ。）又は令第五十五條の二第一号（国際運送貨物取扱業者に関する要件）に該当する者である場合を除く。）

次に掲げる業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

イ 特定保税運送（法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）に規定する特定保税運送をいう。）及び特定委託輸出申告（法第六十七條の三第一項（輸出申告の特例）に規定する特定委託輸出申告をいう。以下同じ。）に係る貨物の運送（以下この条及び次条において「特定保税運送等」という。）に関する業務

ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティテ

**（法令遵守規則の記載事項）**

**第七條の四** 法第六十三條の四第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令（以下この条において「法令」という。）を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 特定保税運送等に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティテ
- ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ニ 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
- 三 第一号ハに規定する部門における特定保税運送等に係る貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

**（法令遵守規則の記載事項）**

次に掲げる業務を行う営業所の名称

イ 特定保税運送等に関する業務

ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティテ

イに関する業務

ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティテ

イに関する業務

四 法第六十三條の四第一号イからチまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実

五 次に掲げる業務を行う営業所の名称

イ 特定保税運送等に関する業務

ロ 特定保税運送等に係る貨物のセキュリティテ

イに関する業務

法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）の承認を受けようとする者の業務に関する例、その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令（法その他の関税に関する法令（当該承認を受けようとする者が令第五十五條の六各号（国際運送貨物取扱業者の承認の要件に係る法律の指定）に掲げる者である場合にあっては、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める法律及びその法律に基づく命令を含む。）を除く。）の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

五 特定保税運送等又は特定保税運送等に係る貨物のセキュリティテに関する業務の一部を他の者が委託している場合にあっては、当該他の者が行う業務の運営についての管理及び指導に関する事項

六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置

七 運送目録（法第六十三條の二第二項に規定する運送目録をいう。）の作成、管理並びに税関への提示及び提出に関する事項

八 法第六十三條の二第一項の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

九 法第六十三條の二第二項の承認を受けようとする者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十一 その他参考となるべき事項

**（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出書の記載事項）**

**第七條の五** 令第五十五條の七第四号（保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十三條の二第一項（保税運送の特例）の規定の適用を受ける必要がなくなつた理由

二 届出を行おうとする者が行った特定保税運送貨物のすべてが運送先に到着している旨

(特定輸出者等の輸出申告手続における電子情報処理組織の使用の特例)

第七條の六 令第五十九條の七第四項(特定輸出者等の輸出申告手続)(令第六十五條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同項に規定する輸出申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(特例輸入者についての規定の準用)

第八條 第一條の四の規定は、法第六十七條の三第一項第一号(輸出申告の特例)に規定する特定輸出者について準用する。この場合において、第一條の四の表中「関税法第七條の九第二項」とあるのは「関税法第六十七條の八第二項」と、「関税法第七條の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこと」とあるのは「関税法第六十七條の八第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこと」とされ、同項に規定する帳簿」と、「仕出人」とあるのは「仕向人と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法第七條の九第一項の規定により保存をしなければならないこと」とされている書類」とあるのは「関税法第六十七條の八第一項の規定により保存をしなければならないこと」とされ、同項に規定する書類」と、「関税法施行令第四條の十二第四項」とあるのは「関税法施行令第五十九條の十二第四項」と、「関税法第七條の二第一項の承認をした税関長」とあるのは「関税法第六十七條の三第一項第一号の承認をした税関長」と読み替えるものとする。

(貨物確認書の記載事項)

第八條の二 令第五十九條の九第六号(貨物確認書の記載事項)に規定する財務省令で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- 一 特定製造貨物(法第六十七條の十三第三項第二号イ(製造者の認定)に規定する特定製造貨物)を(以下同じ)の仕向地
- 二 法第七十條第一項又は第二項(証明又は確認)に規定する他の法令の名称及び当該他の法令の条項(同条第一項又は第二項に規定する証明を要する場合に限る。)
- 三 特定製造貨物が置かれていた場所の名称
- 四 特定製造貨物を外国貿易船又は外国貿易機に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港の名称

(法令遵守規則の記載事項)

第八條の三 法第六十七條の六第三号(承認の要件)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号から二までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 特定輸出申告(法第六十七條の三第三項(輸出申告の特例)に規定する特定輸出申告をいう。第五号において同じ。)に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 特定輸出貨物(法第六十七條の八第一項(帳簿の備付け等)に規定する特定輸出貨物をいう。第三号及び第五号において同じ。)のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ホ 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
- ヘ 第一号ハに規定する部門における特定輸出貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順
- ヘ 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者の業務に関し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員が法令(法その他の関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項

- 五 特定輸出申告又は特定輸出貨物のセキュリティに関する業務を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- 六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- 七 帳簿書類(法第六十七條の八第一項に規定する帳簿書類をいう。)の作成、保管及び管理に関する事項
- 八 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者の財務の状況に関する事項

第九 法第六十七條の三第一項第一号の承認を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

第十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

第十一 その他参考となるべき事項

(申請書の記載事項)

第八條の四 令第五十九條の十六第一項第三号(認定製造者の認定の申請の手続等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

- 一 申請者(令第五十九條の十六第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ。)(その者が法人である場合を除く。)
- 二 申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員(その者が法人である場合に限る。)の役員(その者が法人である場合に限る。)の役員(その者が法人である場合に限る。)の役員(その者が法人である場合に限る。)
- 三 特定製造貨物管理業務(法第六十七條の十三第三項第二号イ及びロ(製造者の認定)に規定する業務をいう。次条第一号において同じ。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
- 四 特定製造貨物輸出者(法第六十七條の十三第二項に規定する特定製造貨物輸出者をいう。次号及び第八号において同じ。)(その者が法人である場合を除く。)の性別、生年月日及び履歴
- 五 特定製造貨物輸出者(その者が法人である場合に限る。)の役員(その者が法人である場合に限る。)の役員(その者が法人である場合に限る。)
- 六 特定製造貨物輸出申告(法第六十七條の三第二項(輸出申告の特例)に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。)に関する業務に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴
- 七 申請者について法第六十七條の十三第三項第一号イからチまでのいずれかに該当する場合は、その事実
- 八 特定製造貨物輸出者について法第六十七條の十三第三項第三号イに該当しない場合は、その事実

第九 特定製造貨物を管理する場所の所在地及び名称

(実施規則の記載事項)

第八條の五 法第六十七條の十三第三項第二号ハ(製造者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)に基づき特定製造貨物管理業務を適正かつ確実に行うために必要な体制を整えるための次に掲げる事項
- イ この号から二までに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ロ 特定製造貨物の輸出に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ハ 特定製造貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名
- ホ 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順
- ヘ 第一号ハに規定する部門における特定製造貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順
- ヘ 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者の業務に関し、その者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員が法令(法その他の関税に関する法令を除く。)の規定を遵守するための事項を規定した規則の名称及び目的に関する事項
- 五 特定製造貨物の輸出又はセキュリティに関する業務の一部を他の者に委託している場合にあつては、当該他の者が行うこれらの業務の運営についての管理及び指導に関する事項
- 六 税関との間における連絡体制及び法令に違反する事態が生じた場合における対処のための措置
- 七 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項
- 八 法第六十七條の十三第一項の認定を受けようとする者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業員が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項

九 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項

十 その他参考となるべき事項

(届出書の記載事項)

第八条の六 令第五十九条の十七第四号(認定製造者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續)に規定する財務省令で定める事項は、法第六十七条の十三第一項(製造者の認定)の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。

(特例輸入者等の輸入申告手續における電子情報処理組織の使用の特例)

第九条 令第五十九条の二十第二項(特例輸入者等の輸入申告手續)(令第三十六条の三第八項(令第五十条の二、第五十一条の四第四項及び第五十一条の十二第八項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用し令第五十九条の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

(書面を特定するために必要な事項)

第九条の二 令第六十六条の四において読み替えて準用する令第三十八条及び第三十八条の二に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するためには必要な事項として財務省令で定めるものは、当該書面に係る番号及び郵便物番号とする。

(日本郵便株式会社の納付受託の手續)

第九条の三 日本郵便株式会社は、法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)の規定により関税を納付しようとする者の委託(以下この条において「納付の委託」という。)に基づき当該関税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、これを受領し、当該関税を納付しようとする者に、払込金受領証を交付しなければならない。

2 日本郵便株式会社は、納付の委託を受けた関税に係る払込取扱票を、その納付受託郵便物(令第六十八条の三第一項(帳簿の記載事項等)に規定する納付受託郵便物をいう。次条において同じ。))の関税の額に相当する金銭の交付を受けた日の翌日から三年間保存しなければならぬ。

(日本郵便株式会社の報告)

第九条の四 日本郵便株式会社は、法第七十七条の三第二項(日本郵便株式会社による関税の納

付等)の規定により、納付受託郵便物ごとに次に掲げる事項を税関長に報告しなければならない。

一 法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面に係る番号及び郵便物番号

二 関税の額

三 関税の額に相当する金銭の交付を受けた年月日

四 関税の額に相当する金銭を日本銀行(国税)の収納を行う代理店を含む。)に納付した年月日

(帳簿の記載事項)

第九条の五 令第六十八条の三第一項第一号(帳簿の記載事項等)に規定する法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定するために必要な事項として財務省令で定めるものは、同項の書面に係る番号及び郵便物番号とする。

(申請書の記載事項)

第九条の六 令第六十九条第一項第三号(認定通関業者の認定の申請の手續等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、当該事項が同条第二項に規定する規則に記載されている場合その他の事由により税関長がその記載の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

一 申請者(令第六十九条第一項に規定する申請者をいう。次号及び第七号において同じ。)(その者が法人である場合を除く。)の性別、生年月日及び履歴

二 申請者(その者が法人である場合に限る。)の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴、資本金並びに通関業務(通関業法(昭和四十二年法律第百二十二号)第二条第一号(定義)に規定する通関業務をいう。次号及び第九條の八第一号ロにおいて同じ。))以外の業務の種類及び概要(輸出しようとする貨物又は外国貨物の管理、運送その他の取扱いに関する業務を行つてする場合に限る。)

三 通関業務及び通関業務(通関業法第七條(関連業務)に規定する通関業務をいう。)に直接携わる担当者の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

四 法第七十九条第三項第一号イからホまで(通関業者の認定)のいずれかに該当する場合には、その事実

五 通関業法第八條第一項(営業所の新設)の規定により許可を受けている営業所の所在地及び名称

六 前号に規定する営業所のうち、特例申告貨物(法第七條の二第二項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者に係るものに限る。次条第一号及び第九條の八において同じ。)に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称

七 申請者が法第五十条第一項(保税蔵置場の許可の特例)、第六十一条の五第一項(保税工場の許可の特例)又は第六十三条の二第一項(保税運送の特例)の承認を受けている場合には、その事実

(輸出及び輸入に関する業務の基準)

第九条の七 法第七十九条第三項第二号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特例申告貨物に係る輸入申告において、令第五十九条(輸入申告の手續)に規定する輸入申告書に記載する事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することを、当該貨物及び仕入書その他の関係書類により的確に確認するための体制が整備されていること。

二 特定委託輸出申告において、令第五十九条の七第二項において準用する同条第一項(特定輸出者等の輸出申告手續)により適用する令第五十八条(輸出申告の手續)に規定する輸出申告書に記載する事項が当該特定委託輸出申告に係る貨物の現況と一致することを、税関長が適当と認める方法により的確に確認する体制が整備されていること。

三 運送中の特定委託輸出申告に係る貨物について事故が発生した場合その他認定通関業者が当該貨物を運送する特定保税運送者(法第六十三条の二第二項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送者をいう。以下この号において同じ。))に連絡を行う必要がある場合において、当該特定保税運送者と速やかに連絡ができる体制が整備されていること。

四 前三号に掲げるもののほか、輸出及び輸入に関する業務を適正かつ確実に行う体制が整備されていること。

五 前各号に掲げる業務について、法、通関業法及び他の法令を遵守するために必要かつ十分な体制が整備されていること。

(法令遵守規則の記載事項)

第九条の八 法第七十九条第三項第三号(通関業者の認定)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法、通関業法及び他の法令(以下この条において「法令」という。)を遵守するために必要な体制を整えるための次に掲げる事項

イ この号ロからニまでに規定する業務を総括する部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ロ 特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告並びに特定委託輸出申告を含む通関業務その他輸出及び輸入に関する業務(第五号において「輸出入通関業務」という。)を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ハ 特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

ニ 法令の遵守状況の監査に関する業務を行う部門の名称並びに責任者の氏名及び職名

二 前号イ、ロ及びニに規定する部門における業務の具体的内容及び手順

三 第一号ハに規定する部門における特例申告貨物及び特定委託輸出申告に係る貨物のセキュリティに関する業務の具体的内容及び手順

法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

法第七十九条第一項の認定を受けようとする者の財務の状況に関する事項

<p>九 法第七十九条第一項の認定を受けようとする者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が法令を遵守するために必要な教育及び研修に関する事項</p> <p>十 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項</p> <p>十一 その他参考となるべき事項 （届出書の記載事項）</p> <p>第九條の九 令第六十九條の二第四号（認定通關業者の認定を受けている必要がなくなつた旨の届出の手續）に規定する財務省令で定める事項は、法第七十九條第一項（通關業者の認定）の認定を受けている必要がなくなつた理由とする。</p> <p>（關稅關係帳簿書類の保存方法等）</p> <p>第十條 電子帳簿保存法施行規則第三條（第一項第二号を除く。）（關稅關係帳簿書類の電磁的記録による保存等）及び第四條から第八條まで（關稅關係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）の規定は、法第九十四條第一項に規定する申告納稅方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>	<p>読み替へる電読み替へられる読み替へる字句 子帳簿保存法字句 施行規則の規定</p>	<p>第三條の見出国稅關係帳簿書類 し、第四條の類 見出し並びに同條第三項第二号及び第四項、第五條第一項並びに第六條第一項第二号及び第三号並びに第二項</p>	<p>第三條第一項、第五項第五号及び第七項、第四條第三項並びに第六條第一項</p> <p>第三條第一項</p>
<p>第三條第一項、第五項第五号及び第七項、第四條第三項並びに第六條第一項</p>	<p>法第四條第一項、第三條第三項、第四條、第五項第五号、第四條第一項、第六條第一項</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第四條第一項</p> <p>第三條第一項から第五号までに掲げる要件</p>
<p>第三條第一項、第五項第五号及び第七項、第四條第三項並びに第六條第一項</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第六條第一項</p>
<p>第三條第一項、第五項第五号及び第七項、第四條第三項並びに第六條第一項</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>「記録項目」といふ） 日付又は金額に係る記録項目 貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日</p> <p>第一号、第二号</p> <p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第四條第二項</p> <p>關稅關係帳簿 （法第二條第二号（關稅法第九十四條に規定する關稅第一項の規定關係書類をいう。以下同じ。）） 勘定科目、取引金額その他の量及び価格、仕入金額その他の量及び価格、仕入の氏名又は種類に於いた主要な記録項目 その他の日付 日付又は金額 「日付」</p> <p>「取引年月日その他の日付」</p> <p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第四條第三項</p> <p>關稅關係帳簿</p>
<p>第三條第一項、第五項第五号及び第七項、第四條第三項並びに第六條第一項</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>關稅關係帳簿</p>	<p>第三條第五項、第一号、第四條第一項第五号及び第三項第一号並びに第八條第一項</p> <p>第三條第五項、第四号</p> <p>事項（当該保存事項義務者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二條第五項（中小企業者の範圍及び用語の定義）に規定する小規模企業者である場合であつて、口に規定する定期的な検査を關稅通則法第七十四條の九第三項第二号（納稅義務者に対する調査の事前通知等）に規定する稅務代理人が行うこととして掲げるときは、イに掲げる事項を除く。）</p> <p>關稅法第九十四條第三項において準用する法第六條第一項</p> <p>所轄稅務署長等</p> <p>第三條第七項、第五條第三項及び第六條</p> <p>所轄稅關長</p>

<p>第三條第八項 便宜とする税務 署長</p> <p>第三條第八項 所轄外税務署長 及第五條第三項</p> <p>第四條第一項 法第五條第一項</p>	<p>便宜とする税関 長</p> <p>所轄外税関長</p> <p>関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第一項</p>	<p>受けている国税 関係帳簿</p> <p>受けている国税 関係帳簿</p>	<p>第四條第一項 国税関係帳簿の輸入の許可の年 第二号</p> <p>種類、取引年月日 日その他の日付 及び勘定科目 (勘定科目が主要 な記録項目でない 国税関係帳簿 にあつては、勘 定科目を除く。)</p>	<p>第四條第一項 第五号</p> <p>国税関係帳簿の 簿に係る国税の日までの間</p> <p>関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第一項</p>	<p>第四條第二項 法第五條第二項 関税法第九十四 條第一項</p> <p>便宜とする税務 署長</p> <p>所轄外税務署長 及第五條第三項</p> <p>第四條第一項 法第五條第一項</p> <p>受けている国税 関係帳簿</p> <p>受けている国税 関係帳簿</p> <p>第四條第一項 国税関係帳簿の輸入の許可の年 第二号</p> <p>種類、取引年月日 日その他の日付 及び勘定科目 (勘定科目が主要 な記録項目でない 国税関係帳簿 にあつては、勘 定科目を除く。)</p> <p>第四條第一項 第五号</p> <p>国税関係帳簿の 簿に係る国税の日までの間</p> <p>関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第一項</p> <p>第四條第二項 法第五條第二項 関税法第九十四 條第一項</p> <p>便宜とする税務 署長</p> <p>所轄外税務署長 及第五條第三項</p> <p>第四條第一項 法第五條第一項</p> <p>受けている国税 関係帳簿</p> <p>受けている国税 関係帳簿</p> <p>第四條第一項 国税関係帳簿の輸入の許可の年 第二号</p> <p>種類、取引年月日 日その他の日付 及び勘定科目 (勘定科目が主要 な記録項目でない 国税関係帳簿 にあつては、勘 定科目を除く。)</p> <p>第四條第一項 第五号</p> <p>国税関係帳簿の 簿に係る国税の日までの間</p> <p>関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第一項</p>
--	--	---	---	---	---

(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)

**第十一条** 前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは「輸出の許可の年月日」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替へるものとする。(税関長の権限の委任に係る所轄の意義)

**第十二条** 令第九十二条第一項(税関長の権限の委任)の規定により委任される同項第一号に掲げる権限に係る処分となる事項の所轄については、管轄区域によるものとする。ただし、これによるものが適当でないとき、税関長が別に定める所轄によることのできる。

**附則** この省令は、関税法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第三十六号)附則第一項に規定する指定日から施行する。

**附則** (昭和四十四年三月三十一日大蔵省令第一五号)  
この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

**附則** (昭和四十四年四月一日大蔵省令第一九号)抄  
1 この省令は、利率等の表示の年利建て移行に関する法律(昭和四十五年法律第十三号)の施行の日から施行する。  
**附則** (昭和四十六年一月三〇日大蔵省令第八三号)  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和四十八年三月三十一日大蔵省令第一七号)  
この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。  
**附則** (昭和五十五年五月二二日大蔵省令第二一号)  
この省令は、公布の日から施行する。  
**附則** (昭和六十二年三月二七日大蔵省令第二二号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附則** (昭和六十二年二月二三日大蔵省令第四八号)  
この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

**附則** (昭和六十二年二月三〇日大蔵省令第五三三号)抄

**第一条** この省令は、法の施行の日から施行する。

**附則** (平成元年三月三十一日大蔵省令第三七号)抄  
この省令は、平成元年五月一日から施行する。

**附則** (平成元年四月六日大蔵省令第四三三号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成元年五月一日大蔵省令第四五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附則** (平成四年三月三十一日大蔵省令第一〇号)  
この省令は、平成四年四月一日から施行する。

**附則** (平成四年四月一七日大蔵省令第二三三号)  
この省令は、平成四年五月一日から施行する。

**附則** (平成六年九月三〇日大蔵省令第一〇〇号)  
この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

**附則** (平成九年三月二二日大蔵省令第一二二号)抄  
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

**附則** (平成九年九月二六日大蔵省令第七二二号)  
この省令は、平成九年十月一日から施行する。

**附則** (平成一六年七月二二日大蔵省令第一三三三号)抄  
改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することのできる。

**附則** (平成一一年三月三十一日大蔵省令第四六六号)  
この省令は、平成一十二年一月一日から施行する。

**附則** (平成一二年七月二二日大蔵省令第六五五号)  
この省令は、平成一十三年三月一日から施行する。

**附則** (平成一二年八月二二日大蔵省令第六九九号)抄  
この省令は、平成一十三年一月六日から施行する。

**附則** (平成一四年三月二九日財務省令第二三三三号)  
この省令は、平成一十四年四月一日から施行する。

**附則** (平成一四年三月二九日財務省令第二三三三号)  
この省令は、平成一十四年四月一日から施行する。

**附則** (平成一五年一月六日大蔵省令第四三三三号)  
この省令は、平成一十五年四月一日から施行する。

**附則** (平成一五年九月三〇日財務省令第九九九号)  
この省令は、平成一十五年十月一日から施行する。

**附則** (平成一六年三月三十一日財務省令第三五五五号)  
この省令は、平成一十六年四月一日から施行する。

**附則** (平成一六年七月二二日財務省令第五五五五号)  
改正前の別紙第二号書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することのできる。





附則（平成二八年六月一七日財務省令第五号）

この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二八年六月二四日財務省令第五八号）抄

第一条 この省令は、平成二八年七月一日から施行する。

附則（平成二八年二月二日財務省令第八三号）

1 この省令は、平成二九年一月一日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律施行規則第五条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六條第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）については、なお従前の例による。

3 改正後の関税法施行規則第一条の四、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律施行規則第六条第一項及び第二項の規定は、この省令の施行の日以後に提出する関税法第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第七條第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）については、なお従前の例による。

附則（平成二九年三月三十一日財務省令第三五号）抄

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二九年六月三〇日財務省令第四八号）

1 この省令は、平成二九年十月八日から施行する。ただし、第二条の規定は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第十三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四（同規則第八条において準用する場合を含む。）及び第十条（同規則第十一条において準用する場合を含む。）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。次項において「電子帳簿保存法施行規則」という。）第五条第一項の規定は、平成二九年十月八日以後に提出する関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第六條第一項又は第二項の申請書（以下この項において「申請書」という。）については、なお従前の例による。

3 新規則第一条の四及び第十条において準用する電子帳簿保存法施行規則第六條第一項及び第二項の規定は、平成二九年十月八日以後に提出する関税法第七條の九第二項、第六十七條の八第二項及び第九十四條第三項において準用する電子帳簿保存法第七條第一項又は第二項の届出書（以下この項において「届出書」という。）については、なお従前の例による。

附則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年六月二四日財務省令第八号）

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附則（令和元年六月二八日財務省令第一二二号）

1 この省令は、令和元年九月三十日から施行する。

2 改正後の関税法施行規則第一条の四（同規則第八条において準用する場合を含む。）及び第十条（同規則第十一条において準用する場合を含む。）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号。以下「規則」という。）第三条第七項（関税法施行規則第十条において準用する場合にあっては、第七項及び第八項）の規定は、この省令の施行の日以後に提出する規則第三条第七項に規定する適用届出書に係る同項に規定する過去分重要書類について適用する。

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

別表第一（第二条の二関係）

番本邦以外の地域（外国と本邦の地域をみなす地域を含む。）

東経百二十八度及び東経北海道百五十六度の線並びに北緯四十四度及び北緯五十四度の線

東経百二十八度及び東経青森県、秋前百五十二度の線並びに北田県、山形緯三十四度及び北緯五十度及び新潟度の線

東経百三十三度及び東経岩手県及び百五十二度の線並びに北宮城県緯四十三度及び北緯四十七度の線

東経百四十五度及び東経福島県及び百四十九度の線並びに北茨城県緯四十三度及び北緯四十七度の線

東経百二十二度及び東経富山県、石百四十度の線並びに北緯川県、福井三十三度及び北緯四十六度、京都府、度の線

東経百二十二度及び東経本海に面す百二十七度の線並びに北緯地域に限緯三十七度及び北緯四十二度、鳥取六度の線

東経百二十五度及び東経和歌山県、百三十一度の線並びに北大阪府及び緯三十二度及び北緯三十兵庫県（瀬八度の線

東経百二十五度及び東経戸内海に面百二十八度の線並びに北緯地域に限緯三十五度及び北緯三十八度の線

東経百二十二度及び東経岡山県、広百三十一度の線並びに北島県、香川緯三十度及び北緯四十二度、徳島県、度の線

東経百二十二度及び東経高知県百二十七度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十二度の線

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線並びに北緯二十岡山県、佐賀

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線並びに北緯二十岡山県、佐賀

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線並びに北緯二十岡山県、佐賀

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線並びに北緯二十岡山県、佐賀

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線並びに北緯二十岡山県、佐賀

東経百十八度及び百三十山口県、福五度の線並びに北緯二十岡山県、佐賀

六度及び北緯四十四度の線、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）	東経百十七度及び東経百鹿兒島県奄三十一度の線並びに北緯美市及び大十七度及び北緯三十八度島郡並びにの線で囲まれた地域	東経百十四度及び東経百沖繩県石垣二十八度の線並びに北緯市、宮古島十五度及び北緯三十四度市、宮古島の線で囲まれた地域	東経百三十四度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯五十五度の線で囲まれた地域	東経百二十八度及び東経鳥取県及び百三十一度の線並びに北島根県緯三十四度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域	東経百二十七度及び東経岡山県、広百三十一度の線並びに北島県、香川緯三十三度及び北緯三十度及び愛媛七度の線で囲まれた地域	東経百二十四度及び東経山口県、福百三十一度の線並びに北岡県、佐賀緯三十三度及び北緯三十度、長崎県、八度の線で囲まれた地域	東経百二十四度及び東経熊本県百二十八度の線並びに北緯三十五度から北緯三十八度の線で囲まれた地域	東経百二十六度及び東経鹿兒島県百二十九度の線並びに北（奄美市及び緯三十三度及び北緯三十六島郡を除く。）	東経百十七度及び東経鹿兒島県百二十九度の線並びに北（奄美市及び緯三十三度及び北緯三十六島郡を除く。）	東経百十七度及び東経鹿兒島県百二十九度の線並びに北（奄美市及び緯三十三度及び北緯三十六島郡を除く。）
--	---	---	--	--	---	--	---	---	--	--

別表第二（第二条の一、第二条の六及び第二条の二十四関係）

本邦以外の地域（外国とみなす本邦の地域を除く。）

東経百四十度及び東経百四十四度北海道（北緯四度の線並びに北緯四十五度三十五度から北の分及び北緯四十七度の線が地域に限る。）

法第八八条（外国とみなす地域）北海道（東経百に規定する令第九十四条（外国四十四度から東とみなす地域）に定める歯舞群の地域に限る。）島、色丹島、国後島及び択捉島

東経百二十七度三十分及び東経長崎県対馬市及び百三十度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十六度の線が地域に限る。）

東経百二十一度及び東経百二十度及び東経百二十二度及び東経百二十三度及び東経百二十四度及び東経百二十五度及び東経百二十六度の線が地域に限る。）

別表第三（第二条の二関係）

沖繩県石垣市、宮古市、宮古島、那覇市、浦添市、名護市、糸島市、豊後高田市、日置市、大田原市、南大分県、中津市、大分市、大分県、北九州市、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、鹿兒島県、奄美群島、那覇市、浦添市、名護市、糸島市、豊後高田市、日置市、大田原市、南大分県、中津市、大分市、大分県、北九州市、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、鹿兒島県、奄美群島

本邦以外の地域（外国とみなす本邦の地域を除く。）	東経百二十八度及び東経百五十六度及び北緯四十度及び北緯五十四度の線が地域に限る。）	東経百二十八度及び東経百五十六度及び北緯四十度及び北緯五十四度の線が地域に限る。）	東経百二十八度及び東経百五十六度及び北緯四十度及び北緯五十四度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）	東経百二十七度及び東経百五十五度及び北緯四十七度の線が地域に限る。）
--------------------------	---	---	---	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

報告期限  
船積港

別紙第1号書式

別紙第2号書式